

後発医薬品使用促進のための 処方箋様式の変更

第 113 回

厚生労働省は、2000 年代に入ってから医療費削減のために、後発医薬品使用促進策を各種講じてきている。しかし、長期収載品と呼ばれる先発医薬品に対する医療関係者や患者の信頼感は厚く、なかなか後発医薬品への切り替えは進まなかった。

先発医薬品から後発医薬品に切り替えるためには、処方する医師が、先発医薬品ではなく後発医薬品の名称を処方箋に記載することが最も重要である。

薬剤師は、基本的には処方箋に基づき調剤するので、医師が記載した薬剤名の医薬品を調剤することが基本である。

患者は、先発医薬品が調剤されている限りは不満や苦情などを薬剤師に訴える可能性はないが、従来調剤されていた先発医薬品と異なる後発医薬品が調剤された場合には、たとえそれが医師の処方通りであったとしても、苦情や不満などを薬剤師に訴える可能性がある。

■ 処方箋への後発品名称記載は至難

厚生労働省が後発医薬品使用促進策に乗り出した 2000 年代の初めころは、先発医薬品と同様に、後発医薬品も各社が製品ごとに、先発医薬品のブランド名に類似した名称を工夫してつけていた。如何に医師に自社の後発医薬品のブランド名を覚えてもらうか、さらには処方箋に記載してもらうかに苦戦していた。

診療所や病院の医師と後発医薬品企業が 1 対 1 で結びついているような親密な関係ならば、後発医薬品のブランド名を処方箋に記載してもらうことは期待できるが、数多くある後発医薬品の中から、特定のブランド名を探し出して、処方箋に記載してもらうことは、至難の業であった。

さらには、患者にとっても、後発医薬品企業名にはなじ

みがなく、調剤された場合に不安になる原因でもあった。それに対して、先発医薬品企業は、多くの場合一般用医薬品も販売していることが多いので、患者は新聞や TV など企業名を目にすることが多く、なじみがあった。医療用医薬品の専門企業の場合には、患者に企業名はなじみはなかったが、それらは病院などで使われる医薬品が多く、あまり問題はなかったようである。

医療用医薬品そのものの広告は認められていないが、最近、各社が自社製品に関係する疾病についての啓発的な広告などを行うことが増えて、医療用医薬品専門企業の知名度も上ってきている。

後発医薬品企業の幹部から、なかなか患者さんから後発医薬品が認知されないとの嘆きを聴いて、著者は、後発医薬品企業も、先発医薬品企業に負けず、国民の認知度を上げるために広告をしてはどうですかと提案したことがある。

また、後発医薬品企業団体幹部からの、医師が処方箋に後発医薬品のブランド名か一般的名称を記載してくれない限り、後発品が使われる可能性がないという嘆きの声に対しては、医師が、後発医薬品に変更して調剤可能である旨の意思表示ができるよう、処方箋にチェック欄を設けるよう、団体として、厚生労働省に頼んでみてはどうですかと示唆したことがある。

■ 処方箋様式の見直しで後発品使用促進へ

一方、後発医薬品使用促進策をさがしていた厚生労働省は、何段階かにわたって、処方箋の記載様式を変更することによって、たとえ医師が個別の後発医薬品のことを知らなくても、後発医薬品が調剤されるような仕組みを段階的に導入してきている。

処 方 箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)										
分割割付に係る処方箋 一分割付の回数										
公費負担者番号	保 険 者 番 号 被保険者番号、被保険者 手帳の記号・番号									
公費負担者の 受給者番号										
保 険 者 氏 名	氏 名 姓 名 生年月日			保険者所属機関の 所在地及び名称 電 話 番 号 保 険 医 生 氏 名						
	区 分	被保険者	被扶養者	都道府県番号	公費負担 区分	年齢別 コード				
	交付年月日	平成 年 月 日	処 方 箋 の 使 用 期 間	平成 年 月 日	特約に定める場合 を除き、交付した日から 有効で、4月1日以後は 有効期間とする。					
	受取交付 時	個々の処方箋について、後援医療機関（ジェネリック医薬品）への変更に際し支えをあらわした割付に 係る、「受取不可」欄に「×」又は「△」又は「保」又は「保」を記入し、「保険者番号」欄に「署名又は記号」を印押する。								
方 方										
保 険 医 生 考	保険医署名（「受取不可」欄に「×」又は「△」を記入する場合は 署名、印を捺印し、押印する。）									
	保険薬局が調剤時に枚数を確認した場合の枚数印に捺印がある場合は「×」又は「△」を記号すること。 □保険医診療報酬—後援提供									
調剤年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号								
保険薬局の所在地 番号及び名称 保険薬局の住所	公費負担者の 受 給 者 番 号									
備考 ①「処方」欄に「署名、印、捺印及び枚数を記載する。」 ②この処方箋は、任意の薬局、あるいは任意の診療科で受取可能。 ③療養の目的及び公費負担制度に準ずる場合に限り受取可能とする。④調剤する薬局（調剤した薬局番号）欄⑤第1条の公費負担制度については、「保険医診療報酬—後援提供」欄に「署名又は記号」を印押し、捺印する。⑥「受取不可」欄に「×」又は「△」又は「保」又は「保」を記入し、「保険者番号」欄に「署名又は記号」を印押する。⑦「処方」欄に「署名、印、捺印及び枚数を記載する。」										

分 割 指 示 に 係 る 処 方 箋 (別 紙)	
(発 行 保 険 医 療 機 関 情 報) 処方箋発行医療機関の保険薬局からの連絡先	
電話番号 _____	FAX 番号 _____
その他の連絡先 _____	

(受 付 保 険 業 局 情 報)

1 回目を受け付けた保険薬局
 名称 _____
 所在地 _____
 保険薬剤師氏名 _____ (印)
 調剤年月日 _____

2 回目を受け付けた保険薬局
 名称 _____
 所在地 _____
 保険薬剤師氏名 _____ (印)
 調剤年月日 _____

3 回目を受け付けた保険薬局
 名称 _____
 所在地 _____
 保険薬剤師氏名 _____ (印)
 調剤年月日 _____

Fig. 1 保険医療機関及び保険医療養担当規則第 23 条様式第二号 (PDF)

まず 2006 年には、処方箋様式の見直しの第一弾として、先に述べた通り、従来は、医師（保険医）が、記載した通りにしか薬剤師は調剤することは認められていなかったが、様式の見直しにより、医師が後発医薬品に変更を「可」と判断した場合には、処方箋に新たに設けられた記入欄に医師が署名等をすれば、薬剤師は後発医薬品を調剤することができるようになった。

すなわち、処方箋に先発医薬品名や後発医薬品名、一般
的名称が記載されていても、薬剤師は、処方した医師に確
認を取ることなく、薬剤師が選択した後発医薬品を調剤す
ることが可能となった。

従来の処方箋からの変更は、その後の後発医薬品使用促進のきっかけを作ることになった。従来は、医師が処方箋を記載し、薬剤師は処方内容に疑義があるなどの場合を除いては、記載された通りの調剤しかできなかったが、変更後は、薬剤師の裁量の幅が大きく広がった。

次の処方箋様式の見直しの第二弾は、2008年に行われた。2006年の見直しでは、後発医薬品に変更が「可」と医師が判断した場合に、医師が署名等をするようにしていたが、新たな見直しでは、医師が、変更が「不可」と署名等をした場合には、すべての処方薬の変更が「不可」、一部についての変更が「不可」の場合には、当該医薬品の末尾に「変更不可」と記載する方式に変更した。

すなわち、医師が何も記載しない限り、処方箋に記載されている医薬品の名称が、先発医薬品であれ、後発医薬品であれ、一般的名称であれ、薬剤師の判断だけで、薬剤師が選んだ後発医薬品に変更が可能となった。

医薬分業の進展に伴い、後発医薬品の銘柄数も急増し、

それに伴い、調剤薬局がそれらの多数の銘柄に対応することは物理的に困難になりつつあり、その面でも、処方箋の記載様式の変更は、調剤薬局にとっても助け船的な効果があつたようである。

■ 処方箋に分割調剤の指示がつく

一方では、後発医薬品企業間での競争も強まり、自社の製品をできるだけ処方箋に記載してもらうよう、医師への働きかけを強化しても、調剤の段階で他社製品が調剤されてしまっては困るので、医師に対して、変更不可の記載欄に署名等をしてもらうよう依頼することもあったようである。

また、何種類かの医薬品を処方する場合に、医師が、一部の医薬品については後発医薬品への変更を望まない場合には、後発医薬品への変更不可として署名等を行うことが考えられる。そのような場合を想定して、更なる見直しが行われた。

2012年には、処方箋様式の見直しの第三弾として、処方箋ごとに記載欄を設けて、後発医薬品への変更の可否を明示させるような処方箋様式に変更された。これにより、落ちこぼれなく、後発品への変更を実現させようとの厚生労働省の強い意志を表すものとなった。

さらに2018年には、後発医薬品の使用促進策というよりは、患者は頻繁に医療機関に行くことによる医療費の高騰を防ぐ観点から、一枚の処方箋により、薬剤師の判断により複数回にわたり分割して調剤できるような処方箋様式に変更された。2018年4月段階の処方箋は、Fig. 1のとおりである。

〔土井 脩：医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団理事長〕